

災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について

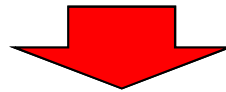
熊本地震の被災により災害等の特例(法第31条(※1))を適用した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1 児童福祉法については、「法第21条の5の11」、または「法第24条の5」。

※2 障害児の場合、「受給者異動/訂正連絡票情報(基本)」は、「障害児支援受給者異動/訂正連絡票情報(基本)」に置き換える。

【現行のデータ】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20150701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20150701	20160630	1:無し	—	—	—



【送付するデータ】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20160401	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20150701	20160630	2:有り	0	20160415	20160731

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者について、利用者の支払いを免除(報酬の10割を給付)する場合、受給者情報の「市町村が定める額の適用有無」を「2:有り」とし、「市町村が定める額」に免除後の利用者負担額(0)を設定する。

「市町村が定める額の有効期間(開始年月日及び終了年月日)」には、災害等特例が適用される期間を設定する。

※利用者負担上限月額は変更しない。